

「マイナポイント」をもらうための マイナンバーカードの申請期限が間近です

最大 20,000 円分の「マイナポイント」をもらうには、12月31日(土)までにマイナンバーカードの申請を済ませておく必要があります(※1)。申請期限が迫っていますので、ご注意ください。

※1 マイナンバーカードを12月31日までに申請していれば、令和5年1月以降に取得した場合でも対象になります。なお、マイナポイントの申込期限は令和5年2月28日(火)です。

マイナポイントをもらうまでの流れ

① マイナンバーカードを申請しましょう！

マイナンバーカードは主に次の方法で申請できます。持ち物など詳しくは広報笑顔11月号をご覧ください。 ※マイナンバーカードの申請から交付(取得)までに、1か月～1か月半程度かかります。

自分で申請する場合

- 郵便で申請
- パソコン・スマートフォンで申請
- 証明写真機(対応機種)で申請

写真撮影などのサポートを受けて申請する場合

- 役場(税務住民課、住民サービス課)で申請
 - ・平日の8時30分～17時15分まで
 - ・12月10日(土)・18日(日) 9時～12時、13時～15時
- 出張申請サポート利用で申請
役場職員が職場や会館などに伺って申請等の受け付けとサポートします。なお、5名程度以上お集まりいただける団体などを対象とします。

② マイナンバーカードを取得したら、マイナポイントの申し込みをしましょう！

マイナポイントは次の方法でオンラインにより申し込みができます。手続きにはマイナンバーカードとカードの申請または取得時に設定した4桁のパスワード、本人名義のキャッシュレス決済サービス、口座番号(公金受取口座を登録する場合)などが必要です。

スマートフォンやパソコンで申し込む

アプリやウェブサイトから申し込みになります。スマートフォンはICチップが読み取り可能なもの、パソコンはカードリーダーが必要です。

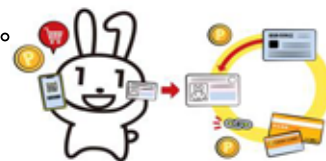
役場で申し込む

税務住民課、住民サービス課で申し込みができます。職員がお手伝いしますので、申込方法が分からない場合等にお越しくください。

③ 最大 20,000 円分のマイナポイントをもらおう！

②の申し込みの際に選択した決済サービスのポイントが付与されます。

- ・カードの新規取得などで最大 5,000 円分(※2)
- ・健康保険証としての利用申し込みで 7,500 円分
- ・公金受取口座の登録で 7,500 円分



※2 決済サービスでチャージまたは支払いをしたあと、その金額の25%のポイント(上限 5,000 円分)が付与されます。なお、すでにマイナンバーカードを所持している人でも、マイナポイントをもらったことがなければ対象となります。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎22940
住民サービス課住民サービスグループ ☎252411